

舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 新旧対照表

令和2年9月19日作成

旧 (6月30日策定版)	新 (9月18日改定版)	備考
1. はじめに		
<p>新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、舞台芸術公演はその大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行って参りました。活動再開に際し、施設管理者や公演主催者は下記の従事者、来場者、公演関係者の安全を確保するための感染予防対策実施の主旨・内容を十分ご理解したうえで、各施設の対策実施において本ガイドラインに示された考え方、対策を有効に活用していただければ幸いです。そして、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たしていかなくてはなりません。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、舞台芸術公演はその大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行いました。更に、その活動再開に際しても、社会との親和性を図り、安心・安全を前提とすることを第一とし、当ネットワークにおいては、本ガイドラインを示し、施設管理者や公演主催者に有効に活用していただいてまいりました。</p>	
(該当なし)	<p>このたび、政府による、観客数の「制限緩和」を受けて、本ガイドラインを改定する運びとなりました。</p> <p>その目的は今一度、出演者とスタッフ、カンパニー関係者、そして観客の皆様との安心安全並びに社会との親和性を図ること。そして、「表現」をするために、「表現」以外のところでは、こうしたガイドラインに沿った姿勢で臨んでいこうという私たちの意思表示です。</p> <p>ただ、こうしたガイドラインを窮屈と考えて、一部の舞台表現の現場が奔放なことを始めてしまうと、舞台表現の世界が社会から孤立してしまいます。支援どころか理解も得られなくなります。実際に、集団感染が発生した事例もあります。</p> <p>この状況は、永遠には続きません。一時的なものです。だから、このガイドラインは、「表現の自由」を縛るためではなくて、今の状況では、「表現の自由」を守るためであると私たちは考えます。</p> <p>なお、令和2年9月19日以降、「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)に基づく制限の緩和を行う場合には、本ガイドラインに基づく感染防止策が実施されることが必要となります。</p> <p>今後とも、施設管理者、公演主催者におかれましては、従事者、来場者、公演関係者の安全を確保するための感染予防対策実施の趣旨・内容を十分ご理解のうえ、各施設の対策実施において、この改定版の本ガイドラインに示された考え方、対策を活用していただければと思っております。また、施設管理者及び公演主催者におかれましては、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、HP等で公表していただくようお願いします。</p>	
<p>施設や公演によっては本ガイドラインの詳細版が必要になることも想定されます。また、状況によっては直ちに対応・導入することは難しい事項も含まれているかと思えます。</p> <p>すべての項目の実施が活動再開の必須条件ではありませんが、基本となる感染予防策を実施した上で、より感染予防効果を高めるための推奨事項として、今後、取り組みの参考にさせていただきたいと思えます。</p> <p>なお本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとしたします。そして、施設管理者及び公演主催者が公演活動を再開するかどうかの判断にあたっては、引き続き、その施設が所在する都道府県の知事からの収容率等の要請等を踏まえ、施設管理者及び公演主催者の双方において十分協議の上で、適切に対応する必要があります。</p>	(左記を削除)	

旧 (6月30日策定版)	新 (9月18日改定版)	備考
2. 感染防止のための基本的な考え方		
a) 各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能。	a) 各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、換気性能 (20m ³ /時・人以上) を有している。もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を維持している。	
(該当なし)	また、公演実施にあたっては、公演会場への入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討するとともに、大規模なイベントについては、収容率の制限等を含め、施設が所在する都道府県と事前に相談してください。また、地域の感染状況に変化がある場合、柔軟な判断を行うことが可能な体制としてください。	
3. 施設管理者及び公演主催者が講ずる具体的な対策		
(1) ① (該当なし)	(1) ① 来場者には、マスク着用が必須であると掲示等で周知する。マスク着用が確認できない場合は、個別に注意等を行う。	
(1) ① 会場内(会場入口、チケット窓口、ロビー 他)において、列を作る際などには可能な限り間隔を開けるよう案内し、人が密集しないよう努める。	(1) ① 会場内 (会場入口、チケット窓口、ロビー 他) において、列を作る際などには、 十分な間隔 (最低 1 m) を空けるよう案内し、人が密集しないよう努める。	
(1) ① 手洗い、手指の消毒を励行する。	(1) ① こまめな手洗い 、手指の消毒を励行する。	
(1) ① 公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また、施設管理者と公演主催者とで調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。	(1) ① 機械空調設備は興行許可を取得した際の換気性能 (会場内は一人あたりの外気量 20 m³/時・人以上) もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を確保する。ドア・窓の開放など可能な方法を用いて 公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また、施設管理者と公演主催者とで調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。	
(1) ② 客席では、マスクを着用し、自席で会話をしないよう周知する。	(1) ② 客席では、マスクの着用が 必須であることを周知する 。	
(1) ② (該当なし)	(1) ② 客席の食事は、長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、休憩中も含め自粛いただくことを徹底する。	
(1) ② (該当なし)	(1) ② 場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出す方がいた場合、個別に注意等を行う。	
(1) ② 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努める。自由席の場合は、席と席の距離を取るなど、できる限り密集にならないよう心がける。	(1) ② 来場者による大声での歓声・声援等がないことを前提とした公演、地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間等、感染リスクが低いと判断される公演については、適切な感染防止策を徹底したうえで、収容定員までの配席数 (収容率100%以内 最前列席については下段記述参照。) とすることが可能。	

旧 (6月30日策定版)	新 (9月18日改定版)	備考
(1) ② 座席の最前列席は舞台前、もしくは俳優の演技エリアから十分な距離を取る。また、感染予防に対応した座席での対策（家族等の一集団と他の集団との距離を確保した席配置、または距離を置くことと同等の効果を有する措置を講ずる等）に努める。	(1) ② 舞台端と対面して座る観客の最前列までは、2mを確保するように努める。それが困難な場合には、舞台と最前列の来場者との間に飛沫を遮蔽するためのビニール幕等を設置するなど、距離を置くことと同等の効果を有する措置を講ずる。	
(1) ③ (該当なし)	(1) ③ 入場の際の列は十分な間隔（最低1m）を確保するように来場者に周知する。	以降、距離（フィジカルディスタンス）に関する記載は十分な間隔（最低1m）となる。
(1) ③ (該当なし)	(1) ③ 入場の際に、来場者に検温のご協力をお願いする。平熱と比べて高い熱が確認された際には入場をお断りすることを事前に周知し、他日への振り替え対応などの各主催者の対応方法をHP等で周知する。	以降、37.5℃は全てこの表記に倣う
(1) ③ (該当なし)	(1) ③ 入場時のチケットもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化も検討する。	
(1) ③ 手洗い、手指の消毒を励行するとともに、会場入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにする。消毒液は定期的な交換を行う。	(1) ③ こまめな手洗い、手指の消毒を励行するとともに、会場入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにする。消毒液は定期的な交換を行う。	以降、こまめな手洗い・手指消毒の表記に倣う
(1) ③ (該当なし)	(1) ③ 開場時間は来場者の密集を避けるべく、時間的に余裕をもたせ、来場者に予め周知しておく。	
(1) ④ 入場時のチケットもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化も検討する。	(削除)	(1) ③へ移動
(1) ⑤ (該当なし)	(1) ⑤ ロビー、休憩スペースでは、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。	
(1) ⑤ (該当なし)	(1) ⑤ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。	
(1) ⑥ 楽屋、控室、稽古スペース	(1) ⑥ トイレ	旧⑦と新⑥にて対照
(1) ⑥ (該当なし)	(1) ⑥ トイレの列を作る際などには、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。	
(1) ⑦ トイレ	(1) ⑦ 飲食施設、グッズ売り場等	旧⑧と新⑦にて対照

旧 (6月30日策定版)	新 (9月18日改定版)	備考
(1) ⑧ 混雑時の入場制限を行う。	(1) ⑦ 混雑時の入場制限を行う。列を作る際などには、十分な間隔 (最低1m) を空けるよう案内する。	
(1) ⑧ (該当なし)	(1) ⑦ 飲食施設では、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔 (概ね1m以上) となるよう各店舗において席の配置を工夫するか、アクリル板等の設置により席間を遮蔽する。	
(1) ⑧ 飲食施設、グッズ売り場等	(1) ⑧ 楽屋、控室、稽古スペースなど	旧⑥と新⑧にて対照
(1) ⑥ (該当なし)	(1) ⑥ 原則としてマスクを着用する。	
(1) ⑥ (該当なし)	(1) ⑥ 十分な間隔 (概ね1m以上) を空けるように心がけるなど、公演関係者間の感染リスクを低減するよう努める。	
(1) ⑥ (該当なし)	(1) ⑥ 喫煙場では、十分な間隔 (概ね1m以上) を空け、マスクを外している間は会話を控える。	
(2) 健康を守ることを第一と考え、体調が優れないと感じた場合には、各セクションの代表者がプロデューサーに報告の上、自宅待機とする。	(2) 健康を守ることを第一と考え、体調が優れないと感じた場合には、各セクションの代表者が公演主催者に報告の上、自宅待機とする。特に、出演者については、毎日の体温測定を含む健康観察を徹底する。	
(2) (該当なし)	(2) 公演主催者は、発熱の他に、コロナ感染の症状に該当する関係者がいた場合、医師の判断を仰ぐか、帰国者・接触者相談センターに相談することを促す。	
(2) 常時換気に努める。	(2) 稽古場スペース、控室、楽屋は常時換気に努める。 劇場内では常時換気に努める。	
(2) (該当なし)	(2) 終演後の面会を禁止するなど、来場者との接触を確実に防止する措置を講ずる。	
(2) (該当なし)	(2) 入口・会場内での掲示等により、接触確認アプリ(COCOA)や自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む等の利用を促す。	
(3) <公演前の対策> (該当なし)	(3) <公演前の対策> 広域からの来場者や高齢者、及び既往症のある方など、重症化リスクの高い入場者に向けては、チケット発売時に先駆けて、感染予防策、注意事項等を周知するよう努める。	

旧 (6月30日策定版)	新 (9月18日改定版)	備考
(3) <公演前の対策> 来場前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらうケースを事前に周知する。	(3) <公演前の対策> 感染防止対応策として、来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、チケット発売時に先駆けて他日への振り替え対応などの各主催者の対応方法をHP等にて周知する。	
(3) <公演前の対策> (該当なし)	(3) <公演前の対策> 事前に公演前及び公演後の交通機関・飲食店などの分散利用を注意喚起する。	
(3) <公演当日の対策> フィジカルディスタンスの確保の徹底	(削除)	
(3) <公演当日の対策> ① 来場者の入場時の対応 (該当なし)	(3) <公演当日の対策> ② 来場者の入場時の対応 場内はマスク着用を必須とする。未着用来場者に対しては公演主催者による配布や販売等により着用を徹底する。マスクの着用状況が確認できるようにするとともに、着用していない場合、個別に注意等を行う。	
(3) <公演当日の対策> ② 来場者の入場時の対応 以下の場合には、入場しないよう要請する。 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合	(3) <公演当日の対策> ② 来場者の入場時の対応 以下の場合には、入場しないよう要請する。 発熱があり検温の結果、平熱よりも明らかに高い場合(例えば、平熱より1℃以上、もしくは37.5℃以上の熱があった場合)	
(3) <公演当日の対策> ② 公演会場内の感染防止策 場内における会話は控えていただくよう周知する。	(3) <公演当日の対策> ③ 公演会場内の感染防止策 場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。	
(3) <公演当日の対策> ② 公演会場内の感染防止策 (該当なし)	(3) <公演当日の対策> ③ 公演会場内の感染防止策 整列をする必要がある場合、マーカーの配置や人員の配置等により、十分な間隔(最低1m)を空けられるよう努める。	
(3) <公演当日の対策> ② 公演会場内の感染防止策 (該当なし)	(3) <公演当日の対策> ③ 公演会場内の感染防止策 体調不良の来場者に対応する際はマスクと手袋を着用する。また発熱を伴う来場者である場合は、状況と座席番号を確認し、必要な対応を講ずる。	
(3) <公演当日の対策> ③ 来場者の退場時の対応 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛ける。	(3) <公演当日の対策> ④ 来場者の退場時の対応 終演後の面会禁止、出待ちを控えるよう呼び掛けるなど、公演関係者との接触を極力少なくする。	
舞台公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの留意点	(削除)	